

# 保障措置実施に係る事業者連絡会

5. 保障措置に用いる査察用封印の毀損事案を踏まえた規則の改正

2022年3月1日  
原子力規制庁  
保障措置室(JSGO)

# 目次

1. 背景・経緯
2. 制度改革の内容
  - (1) 規則改正の概要
  - (2) 訓令の概要
  - (3) 再発防止策の実施状況の確認
3. 制度改革の内容のまとめ

# 1. 背景・経緯

# (1) 封印毀損に係る法令

- 取り外し又はき毀損した旨を原子力規制委員会に報告する旨が法律に明記されていなかった。(計量管理規定には連絡の旨明記され、運用されていた)

## ○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (保障措置検査)

第六十一条の八の二 (略)

2～4 (略)

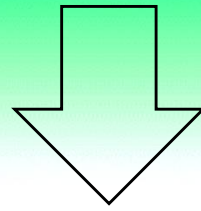
5 何人も、第二項第四号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

(立入検査等)

第六十八条 (略)

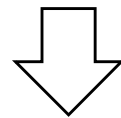
2～13 (略)

14 何人も、第十項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならない。



## (2) 制度改正の方向性

- 規則を改正し封印毀損時等の**法令報告を明確化**。
  - ⇒ 国規則第7条（報告の徴収）に明記。  
報告基準を明確化した訓令を整備。
- 法令報告を受けたとき、ただちに原子力規制庁は原子力規制委員会に**報告する運用の明確化**。
  - ⇒ 訓令に明記。



令和3年2月22日施行

## 2. 制度改革の内容

# (1) 規則改正の概要

国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(報告の徴収)</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <div data-bbox="1218 1054 1704 1390" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; background-color: yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>封印・監視装置毀損等の法令報告追加</b></p> </div>

# (1) 規則改正の概要

国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(報告の徴収)</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が<u>生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに</u>、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を<u>三十日以内に</u>原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が<u>生じたときは</u>、<u>遅滞なく</u>、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>

**発見した場合、原子力規制委員会にその旨を直ちに報告する旨明記**



# (1) 規則改正の概要

「国際規制物資の使用等に関する規則」の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(報告の徴収)</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が<u>生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告</u>しなければならない。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が<u>生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告</u>しなければならない。</p> <div data-bbox="1205 1129 2154 1465" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; background-color: yellow; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>状況、原因、事案に対して採った措置を発見後<u>30日以内</u>に報告する旨明記</b></p> </div>

## (2) 訓令の概要

### ① 報告義務の適用開始時期

- 原子力規制委員会への報告の義務の規定は、封印若しくは装置に関する場合は法第61条の8の2第2項第4号若しくは法第68条第10項から第13項までの規定に基づく監視するために必要な封印がされ、若しくは装置が取り付けられた時点から適用される。



# (2) 訓令の概要

## ② 発見時の報告

- 国際規制物資を使用している者が直ちに行う報告は文書によるものとする。
- 文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等による報告とし、その後、文書による報告を行う。

発見後直ちに!

原子力規制委員会

○○○○  
□□ □□

報告書

- ・ 発見日時
- ・ 場所
- ・ 事案の概要
- ・ 推定される原因

### 【報告内容】

- ・ 発見日時
- ・ 場所
- ・ 事案の概要
- ・ 推定原因



まずは電話等でもOK



ただし、その後文書による報告が必要

# (2) 訓令の概要

## ② 発見時の報告 (規制庁の対応)

- 報告があった場合、原子力規制庁は、速やかに国際原子力機関 (IAEA) に国際約束に基づき特別報告するとともに原子力規制委員会に報告する。

報告の一例

原子力施設等におけるトピックス  
(令和3年12月20日～令和4年1月2日)

令和4年1月5日  
原子力規制庁

○令和3年12月20日～令和4年1月2日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事象は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づき報告事象(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和3年12月20日～令和4年1月2日の間に発生した以下に該当する事象は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事象
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事象で、事業者がプレス公表したもの

\*…原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス  
該当なし

## (2) 訓令の概要

### ③ 事案発生（発見）後30日以内の報告

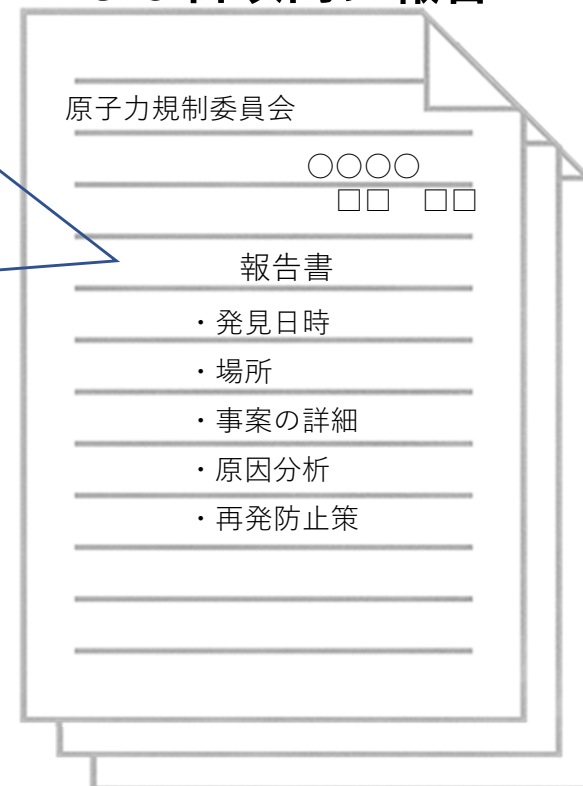
発生日から30日以内に報告が必要な内容は、

- 事案の発見日時
- 場所
- 事案の詳細
- 原因分析
- 再発防止対策

#### 【報告内容】

- 発見日時
- 場所
- 事案の詳細
- 原因分析
- 再発防止策

#### 30日以内に報告



原子力規制委員会

〇〇〇〇  
□□ □□

報告書

- 発見日時
- 場所
- 事案の詳細
- 原因分析
- 再発防止策

## (2) 訓令の概要

### ③ 事案発生（発見）後30日以内の報告 （規制庁の対応）

- 原子力規制庁は、原因や再発防止対策について評価を行った上で、国際規制物資を使用している者からあった報告の内容及びその評価結果を原子力規制委員会に報告



原子力規制委員会に報告



## (2) 訓令の概要

### ④ 封印毀損の報告 (判断フロー)

封印又は監視装置の取り外し又は毀損 (注1) を発見

紙製の封印か?

いいえ (注3)

はい (注2)

29項の対象ではない  
(紙製の封印)

正当な理由があるか?

はい (注4)

29項の対象ではない

いいえ (注5)

29項の対象となる  
(紙製封印でなく正当な理由もない)

#### 【報告の目的】

封印 (紙製のものを除く。) 及び取り付けられた装置は、国際規制物資を使用している者 (以下「事業者」という。) が管理する責任を有するため、事業者による適切な管理を担保する必要があること、及び封印毀損等の場合は国際約束に基づき我が国から IAEA に特別報告を行う必要があることから事業者から原子力規制委員会への報告を求めるもの。

## (2) 訓令の概要

### ④ 封印毀損の報告 (判断フロー)

封印又は監視装置の取り外し又は毀損 (注1) を発見

紙製の封印か?

いいえ (注3)

正当な理由があるか?

いいえ (注5)

はい (注2)

はい (注4)

29項の対象ではない  
(紙製の封印)

29項の対象ではない

29項の対象となる  
(紙製封印でなく正当な理由もない)

**注1** : 外観から明らかに取り外し又は毀損と判断できる場合に限る。その例は以下のとおり。

- ・ 封印のワイヤーが切れていることが確認された場合
- ・ 監視カメラのへこみやガラスの破損等の外部損傷が確認された場合
- ・ 監視カメラの架台の損傷等により、監視カメラが適切に設置されていないことが確認された場合



## (2) 訓令の概要

### ④ 封印毀損の報告 (判断フロー)

封印又は監視装置の取り外し又は毀損 (注1) を発見

紙製の封印か?

いいえ (注3)

正当な理由があるか?

いいえ (注5)

はい (注2)

はい (注4)

29項の対象ではない  
(紙製の封印)

29項の対象ではない

29項の対象となる  
(紙製封印でなく正当な理由もない)

**注2**：紙製の封印は、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もあるため、**第29項の対象とはならない。**

## (2) 訓令の概要

### ④ 封印毀損の報告 (判断フロー)

封印又は監視装置の取り外し又は毀損 (注1) を発見

紙製の封印か?

いいえ (注3)

正当な理由があるか?

いいえ (注5)

はい (注2)

はい (注4)

29項の対象ではない  
(紙製の封印)

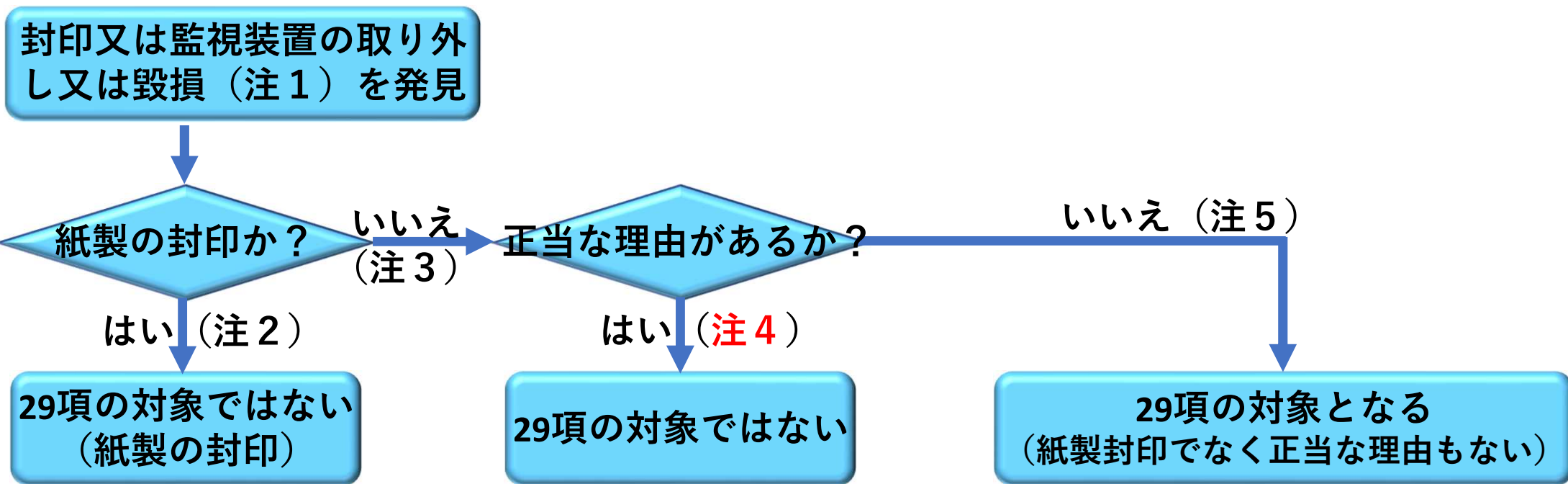
29項の対象ではない

29項の対象となる  
(紙製封印でなく正当な理由もない)

**注3** : 紙製の封印以外の金属封印や電子封印、監視カメラなどの場合は、正当な理由がある取り外し又は毀損かの確認が必要となる。

# (2) 訓令の概要

## ④ 封印毀損の報告 (判断フロー)



**注4**：該当する例としては、IAEA 又は原子力規制委員会の指定する職員が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員的安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、国際規制物資を使用している者が事前に適切な対策により防止することが困難である場合といった、国際規制物資を使用している者の管理責任が問われるべきものではない場合がある。原子力規制庁は、国際規制物資を使用している者が判断に迷う場合は幅広く相談を受け付ける。

## (2) 訓令の概要

### ④ 封印毀損の報告 (判断フロー)

封印又は監視装置の取り外し又は毀損 (注1) を発見

紙製の封印か?

いいえ (注3)

正当な理由があるか?

いいえ (注5)

はい (注2)

はい (注4)

29項の対象ではない  
(紙製の封印)

29項の対象ではない

29項の対象となる  
(紙製封印でなく正当な理由もない)

**注5** : 例えば、封印又は監視カメラが取り付けられていることを失念して若しくは知らずに毀損した場合、故意に若しくは誤って取り外し若しくは毀損した場合、又は原因不明の場合などが含まれる。

# 3. 制度改革の内容のまとめ

# 制度改正のポイント

封印毀損等の事案が発生（発見）したときは、

- ただちに原子力規制庁（保障措置室）に**報告**（電話等でも可。その後文書により報告）。（報告1回目）
- 規制庁は報告内容を委員会報告（公開）。
- 発生（発見）後30日以内に、事案の詳細、原因分析、再発防止対策等を含む**報告書を提出**。（報告2回目）
- 規制庁は原因や再発防止対策について評価を行った上で、報告内容及びその評価結果を委員会報告（公開）。

# さいごに

- 封印毀損等が発生（発見）した場合、又は発生発見した可能性が疑われる場合には、「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について」（訓令）を参考にしつつ、ただちに保障措置室に御連絡ください。
- 報告事案の有無について判断に迷う場合は幅広く御相談ください。

原子力規制庁 保障措置室 Tel: 03-5114-2102（室直通）

